

産業廃棄物収集運搬業許可証

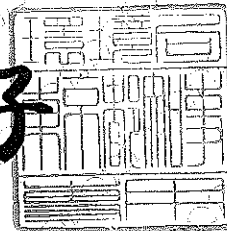
住 所 東京都千代田区九段南四丁目 6 番 13 号ニュー九段マンション 304

氏 名 株式会社一不二総業
代表取締役 中川 貴喜

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5 年 6 月 11 日

許可の有効年月日 令和 10 年 6 月 10 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、
がれき類、動物の死体、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 17 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コン
クリートくず及び陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）（以上 8 種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面）

施設所在地： 東京都足立区加賀一丁目 1 番 6 号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5 年 6 月 11 日 新規許可

令和 5 年 6 月 11 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）